

令和3年4月27日開催

令和3年度
燕市農業委員会第1回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第1回総会 議事録

1. 開催日時 令和3年4月27日(火曜日)
午前9時30分～午前10時12分

2. 開催場所 燕市役所 1F つばめホール

3. 出席委員(27名)

2番 長谷川治仁	11番 早渡 秀夫	21番 江口 保
3番 原田國太郎	12番 大久保政博	22番 山浦 博
4番 渡邊美代子	13番 山上 忠	23番 小川 芳秀
5番 佐藤 春夫	14番 中村 幸夫	24番 本井佐登志
6番 江辺 耕一	15番 伊藤 均	25番 佐藤 信一
7番 川本 敏夫	16番 伊藤 和夫	26番 遠藤 忠夫
8番 笠原 久幸	17番 土田 喜七	27番 三浦 哲郎
10番 山田 直子	18番 本田 繁	28番 澤口 義明
	19番 荻原 一郎	29番 和田 正春
	20番 明田栄以知	

4. 欠席委員(2名)

欠席 2名 1番 金山吉夫 9番 廣野和夫
欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について

(4) 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 議案第 2 号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 5 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第 6 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池和恵 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

本井 佐登志 (会長)

8. 議事録署名委員

10 番 山田直子 11 番 早渡秀夫

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員は、議席番号 1 番 金山吉夫委員、9 番 廣野和夫委員より欠席の連絡がありましたので、報告致します。</p>
議 長	<p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p>
議 長	<p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願い致します。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 27 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第 1 回総会を開会致します。 それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。 議長の指名に一任願えますでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の 2 名を指名致します。 議席番号 10 山田直子 委員及び 議席番号 11 早渡秀夫 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程 3 の会長報告についてであります。</p>
事務局	<p>会長報告第 1 号から第 2 号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第 1 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知(合意解約)」</p>
事務局	<p>の報告であります。</p>
事務局	<p>受付番号 1 番 花見字徳左^{しも}門下の田、3 筆、面積 633 m²、「3 条売買」に伴う小作権の解約であります。</p>
事務局	<p>受付番号 2 番 米納津の田、1 筆、面積 1,028 m²、耕作者変更に伴う小作権の解約であります。</p>
事務局	<p>受付番号 3 番 米納津の畑、1 筆、面積 273 m²、高齢化による小作権の解約であります。</p>
事務局	<p>受付番号 4 番 花見字堤^{つみしも}下の田、2 筆、面積 1,028 m²、「売買」に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>受付番号 5 番 三王渕字祓^{ぬけま}ケ間の田、2 筆、面積 1,008 m²、中間管理機構移行に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>受付番号 6 番 三王渕字小橋筒^との田、1 筆、面積 1,159 m²、中間管理機構移行に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続いて、農協転貸の解約であります。</p>

	<p>受付番号 7 番 東太田字東通端の田、1 筆、面積 838 m²、「耕作困難圃場」に伴う利用権の解約であります。</p> <p>この番号 7 番では、審査会で道路に面していますが、一部休耕していることから、狭くて耕作しにくいのではないかと説明いたしましたが、地区担当委員に確認したところ、譲受人は近隣で離農等に伴う集積が進み、遠方にあたる 1 筆のみの耕地を「作業効率」が低いと判断し、解約したのではないかとのことでありました。</p> <p>受付番号 8 番 花見字堤下の田、1 筆、面積 495 m²、中間管理機構移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 9 番 小牧字江端の田他、計 7 筆、面積 7,030 m²、中間管理機構移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 10 番 松橋字平岡の田、2 筆、面積 1,693 m²、中間管理機構移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 11 番 小古津新の田、1 筆、面積 13,580 m²、中間管理機構移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 12 番 小古津新の田、1 筆、面積 4,931 m²、中間管理機構移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 13 番 小中川の田、2 筆、面積 11,863 m²、中間管理機構移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 14 番 小中川の田、1 筆、面積 6,412 m²、中間管理機構移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 15 番 松橋字平岡の他、30 筆、面積 19,770.25 m²、中間管理機構移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 16 番 吉田法花堂字大開の田他、計 4 筆、面積 5,087 m²、中間管理機構移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 17 番 国上字居下の田、2 筆、面積 1,901 m²、「3 条売買」に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続いて、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号 18 番 粟生津字山王の田、2 筆、面積 1,946 m²、「5 条転用」に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 19 番 吉田吉栄字二番割の田他、計 9 筆、面積 7,433 m²、「基盤強化法売買」に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 2 号、「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p>

	<p>受付番号1番 桜町字小屋場の畑、1筆、面積201㎡、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、有り、昭和47年11月27日、農地法第5条、住宅、用途区域内であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号1番 溝字堤内の畑、1筆、面積1,236㎡、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は議案資料1頁をご覧ください。 こちらは、小川委員が譲受人となる案件であります。</p> <p>受付番号2番 国上字居下の田、2筆、面積1,901㎡、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は同じく1頁をご覧ください。</p> <p>受付番号3番 花見字徳左エ門下の田、3筆、面積633㎡、契約内容は売買、対価は10^{万円}〇円、位置図は同じく1頁になります。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る4月21日、第3事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である受付番号1番を除いて、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
伊藤委員長	<p>4月21日、午前9時30分より、市役所301会議室で、第3事前審査委員会、委員1名の欠席により12名で審査の結果、受付番号1番を除いた農地法第3条申請2件、異議がなかった事を報告致します。</p> <p>只今、伊藤委員長より、審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>(質疑なし)</p> <p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p>

議 長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。
議 長	それでは、関係委員である、議席番号 23 番小川委員は退席願います。 (関係委員 退室 午後 時 分)
議 長	それでは、関係委員の案件、農地法第 3 条、受付番号 1 番について、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
議 長	審査の結果、受付番号 1 番について、「意見がなかった」事を報告致します。
伊藤委員長	只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
議 長	(質疑なし) 無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定する事で、異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定する事に決しました。
議 長	関係委員は、入室願います。 (関係委員 入室・着席 午後 時 分)
議 長	退席された小川委員に報告します。関係委員の案件につきましては、特に「意見はなし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。 ありがとうございました。
関係委員	次に議案第 2 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
議 長	議案第 2 号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。
事務局	受付番号 1 番 吉田文京町の畑、1 筆、面積 266 m ² 、当初計画者の住宅予定地でしたが、市外転居となったため、承継者に譲り渡すものであります。また転用目的は住宅で変更はありません。位置図は、議案資料 2～3 頁をご覧ください。 承継者は、親と同居する住宅が手狭になったため、隣接する農地に住宅を建築するものであります。
	受付番号 2 番 吉田弥生町の田、2 筆、面積 342 m ² 、こちらも当初計画者の住宅予定地でしたが、新たに建築する必要がなくなったため、承継者に譲り渡すものであります。ま

	<p>た転用目的は住宅で変更はありません。位置図は、議案資料4～5頁をご覧ください。</p> <p>現在、賃借している駐車場が売却されることから駐車場を失う事、併せて既存住宅の老朽化も進んでいることから、新たな住宅を建築するものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る4月21日、第3事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
伊藤委員長	<p>審査の結果、農地転用事業計画変更承認申請2件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、伊藤委員長より、審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり承認とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり承認とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号1番 熊森字八幡田の田、1筆、面積213㎡、転用目的は、通路、完工済みであります。位置図、土地利用計画図は、議案資料6～7頁をご覧ください。</p> <p>携帯電話の電波塔までの管理用通路を確保するものであります。電波塔設営時の通路が、永久転用許可を得ていないことが判明し、改めて申請するものであります。</p> <p>申請地は、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に指定された農業上の土地利用との調整が調っている農地であります。この法律には該当せず、二級河川と転用許可済みの資材置場や工場・携帯電話の電波塔などに三方を囲まれていることから、周辺農地への影響も少なく、第3種農地であると判断されるところであります。</p>

	<p>ります。また申請に併せて、始末書が提出されており、事前審査会で読み上げさせていただいたところであり ます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第3事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
伊藤委員長	<p>審査会では、事務局が始末書1件を読み上げ、これを確認しております。審査の結果、農地法第4条の規定による許可申請1件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。 これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号1番 熊森字八幡田の田、1筆、面積821㎡、転用目的は、倉庫及び資材置場、契約内容は売買、令和3年6月30日完工予定。位置図、土地利用計画図は、4条申請と同じ議案資料6～7頁をご覧ください。</p> <p>借り受けていた資材置場が転用許可を得ていなかったため、改めて申請するものであります。</p> <p>申請地は、先ほどの4条申請と同様に、二級河川と転用許可済みの資材置場や工場・携帯電話の電波塔などに三方を囲まれていることから、周辺農地への影響も少なく、第3種農地であると判断される場所と見られます。</p> <p>また、この申請地は残土置き場として地権者が利用させておりましたが、現地は整地され始末書が提出されたことから、事前審査会で読み上げさせていただいたところと見られます。</p>

事務局	<p>受付番号 2 番 吉田本所字本地の田、1 筆、面積 1,000 m²、転用目的は農産物直売所、契約内容は賃貸借、令和 3 年 8 月 31 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 8～9 頁をご覧ください。</p> <p>隣接するコンビニエンスストアの経営と併せて、消費者との交流活動を図るため、直売所を建築するものであります。</p> <p>申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号 3 番 灰方字上ノ境の田、1 筆、面積 82 m²、転用目的は駐車場 (5 台)、契約内容は売買、完工済みであります。位置図、土地利用計画図は、議案資料 10～11 頁をご覧ください。</p> <p>隣接する簡易郵便局の駐車場が無いため、平成 6 年頃から賃借していましたが、相続により転用許可が無いことを確認したため、申請となったものであります。</p> <p>申請地は、第 1 種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される場所です。</p> <p>また申請に併せて、始末書が提出されており、事前審査会で読み上げさせていただいた場所です。</p> <p>受付番号 4 番 砂子塚字屋敷廻の畑、1 筆、面積 271 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和 3 年 10 月 31 日完工予定であります。位置図、土地利用計画図は、議案資料 12～13 頁をご覧ください。</p> <p>親と同居している住宅が手狭になったため、新たに住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内で宅地に隣接する農地であることから、営農に影響は無く、第 3 種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号 5 番 八王寺字大割の畑、2 筆、面積 318 m²、転用目的は、住宅、契約内容は売買、令和 3 年 10 月 31 日完工予定であります。位置図、土地利用計画図は、議案資料 14～15 頁をご覧ください。</p> <p>親と同居している住宅が手狭になったため、新たに住宅</p>
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>事務局</p>	<p>を建築するものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の集落に隣接する農地で、営農に影響は無く、近隣に保育園や中学校、総合体育館など市街化が見込める地域であることから、第3種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号6番 新生町一丁目の田、2筆、面積2,042㎡のうち990㎡、転用目的は仮設駐車場(50台)、契約内容は賃貸借、令和3年11月30日までの一時転用であります。位置図、土地利用計画図は、議案資料16～17頁をご覧ください。</p> <p>近隣の(エコー金属)倉庫建設に伴い、作業員の駐車場が必要なため、一時転用するものであります。</p> <p>申請地は、第1種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号7番 野本字村中の畑、1筆、面積86㎡、転用目的は既存宅地の拡張、契約内容は贈与、周囲は駐車場などで利用されているため、当面造成等を行いません。位置図、土地利用計画図は、議案資料18～19頁をご覧ください。</p> <p>集落内のお寺の管理地内に、農地が残り地権者による管理も難しいため、お寺の敷地の拡張として譲り受けるものであります。申請地は、農振白地の集落内で宅地に囲まれた農地であることから、営農に影響は無く、第3種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号8番 吉田文京町の畑、1筆、面積266㎡、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和3年9月30日完工予定であります。位置図、土地利用計画図は、議案資料2～3頁にお戻りください。</p> <p>こちらは、先ほど計画変更承認で説明した案件であります。親と同居する住宅が手狭になったため、隣の農地に住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、第二種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号9番 米納津字小諏訪前の畑、1筆、面積188㎡、転用目的は倉庫、契約内容は売買、倉庫は既存のものであります。位置図、土地利用計画図は、議案資料20～21頁をご覧ください。</p>
------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>事務局</p>	<p>ください。集落内の中古住宅購入に伴い、赤道を挟んだ隣の農地に現存する倉庫を宅地として利用するものがあります。</p> <p>申請地は農振白地の集落内で、相続した権利者も県外在住のため現在管理者はおりません。また戦前に建築されたと思われる倉庫は雑木で囲まれており、営農に影響は無く、第3種農地であると判断される場所です。</p> <p>併せて、経過説明書が提出されておりますので、事前審査会で読み上げさせていただいた場所です。</p> <p>受付番号 10 番 吉田弥生町の田、2筆、面積 342 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和3年10月31日完工予定であります。位置図、土地利用計画図は、議案資料4～5頁にお戻りください。</p> <p>こちらも先ほど、計画変更承認で説明した案件であります。賃借している駐車場が無くなること、併せて既存住宅の老朽化も進んでいることから、新たな住宅を建築するものがあります。</p> <p>申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号 11 番 南六丁目の畑、4筆、面積 563 m²、転用目的は貸駐車場（8台）、契約内容は売買、令和3年7月31日完工予定であります。位置図、土地利用計画図は、議案資料22～23頁をご覧ください。</p> <p>露天駐車場を整備し、経営の安定を図るものあります。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所です。</p> <p>また、公正図の図面では、南北の間が空いておりますが、公正図が分かれているためのもので、実際は利用計画図のとおり、4筆すべてがまとまっております。</p> <p>受付番号 12 番 粟生津字山王の田他、計10筆、面積 3,653 m²、転用目的は貸駐車場（86台）、契約内容は売買、令和3年7月20日完工予定であります。位置図、土地利用計画図は、議案資料24～25頁をご覧ください。</p>
------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>隣接する工場の増設に伴い、駐車場が不足するため、露天駐車場を整備し、工場に賃貸するものであります。参考までに、会社HP上の社員数は79名であります。</p> <p>申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第3事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
伊藤委員長	<p>事前審査会では、受付番号12番の露天駐車場の1件について、現地確認し、事務局から説明を受けました。</p> <p>また、審査会では、事務局が始末書2件及び受付番号9番の経過説明を読み上げ、これを確認しております。</p> <p>審査の結果、農地法第5条の規定による許可申請12件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p> <p>なお、只今異議なしとした農地法第5条の許可について、3,000㎡を超える案件については、許可相当として県常設審議委員会への諮問のあと、許可と致します。</p>
議 長	<p>次に議案第5号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号「農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。初めに、所有権の移転であります。</p> <p>受付番号1番 吉田吉栄字二番割の田他、計9筆、面積7,433㎡、移転時期は令和3年5月24日、対価は〇円、引渡し時期は令和3年5月31日。位置図は議案資料26頁をご覧ください。</p>

事務局	<p>続いて、利用権設定であります。再設定2件でありますので、1番のみ読み上げます。</p> <p>受付番号1番 泉新字三部の田、4筆、面積7,743㎡、10年の再設定、対価は記載のとおりであります。</p> <p>以下、お読み取り下さい。また、関係委員の案件はありませんでした。説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第3事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
伊藤委員長	<p>審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権移転1件、利用権設定の再設定2件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定とする事で、異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定とする事に決しました。</p>
議長	<p>次に議案第6号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第6号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」であります。</p> <p>議案の17頁をご覧ください。</p> <p>はじめに、農用地利用集積計画であります。</p> <p>事前に配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号1番 中川字中道下の田他、計5筆、面積4,074㎡、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和13年11月30日までの11年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p>
事務局	<p>続いて、10年の集積計画であります。議案の34頁になります。</p> <p>受付番号70番 佐善村新田字中之島の田、1筆、面積3,796㎡、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和13年3月5日までの10年であります。</p>

事務局	<p>次に、6年の集積計画であります。議案の35頁になります。</p> <p>受付番号71番 三王渚^{ぬけま}字萩ケ間の田、2筆、面積1,008㎡、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和8年11月30日までの6年であります。</p>
事務局	<p>続いて、配分計画であります。36頁をご覧ください。</p> <p>11年の配分計画であります。</p> <p>受付番号1番 中川字中道下の田他、計5筆、面積4,074㎡、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和13年11月30日までの11年であります。以下お読み取りください。</p>
事務局	<p>続いて、議案52頁をご覧ください。</p> <p>10年の配分計画であります。</p> <p>受付番号42番 佐善村新田字中之島の田、1筆、面積3,796㎡、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和13年3月5日までの10年であります。</p>
事務局	<p>続いて、議案53頁をご覧ください。</p> <p>6年の配分計画であります。</p> <p>受付番号43番 三王渚^{ぬけま}字萩ケ間の田、7筆、面積8,583㎡、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和8年11月30日までの6年であります。以下お読み取りください。</p>
事務局	<p>次に、議案54頁をご覧ください。</p> <p>配分計画の移転であります。</p> <p>受付番号1番 長所字前田川東の田、1筆、面積1,598㎡、利用権の移転を受ける者の設定期間は、令和6年12月4日までの4年であります。以下お読み取りください。</p> <p>また、関係委員の案件はありませんでした。</p>
事務局	<p>ここで一点、補足させていただきます。</p> <p>先月の定例総会で、11年の契約がある理由について質問がありました。契約自体は、農政課で作成しておりますので、任意の年数ではないか、とお答えしましたが、農政課担当に確認をいたしました。</p> <p>契約年数については、耕作期間に係る場合は、その収穫が終える時期までを一作、一年と標記しております。</p> <p>現在の基本となる契約期間は、12月～11月を想定しています。これは、10月末に借受者から賃料を引落とし、11月10日に支払いを行うことを想定したものであります。</p> <p>そして、今月の議案にもあります10年と11年の違いですが、始まりは同じ6月30日ですが、公社では、一作分の賃料を預かることから、</p>

事務局	<p>中途での契約終了を想定していません。よって契約期間満了後に終了する場合は、一作分が追加され11年となります。</p> <p>また終了時期は、11月30日以外の終了日については、既存の契約日などに合わせたもので、借受者の希望に沿ったものであるとのことであります。</p> <p>また、今回は、三つの農地所有適格法人が利用権の設定を受けることになるため、要件確認資料を添付しましたので、議案55頁の議案第5号・6号関係資料をご覧ください。</p> <p>新年度ごとに、最初の申請があった農地所有適格法人について、説明をさせていただきます。</p> <p>今回の利用権の申請農事組合法人「吉田南部農産組合」から有限会社「砂子塚農業興産」まで、(1)から(4)までの農地所有適格法人の全ての要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第3事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
伊藤委員長	<p>審査の結果、農用地利用集積計画76件、異議がなかった事、また、農用地利用配分計画45件、配分計画の移転2件、意見は特になかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画は原案どおり決定する事、また農用地利用配分計画、及び配分計画の移転については、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画については、原案どおり決定する事、また、農用地利用配分計画については、意見は「特になし」とする事に決しました。</p> <p>なお、議案第5号及び議案6号の案件につきましては、5月6日の告示により効力が発生する事になります。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第1回総会を閉会致します。</p> <p style="text-align: center;">(終了時刻 午前10時12分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年4月27日

総会議長

本井 佐登志

議事録署名委員

山田 直子

議事録署名委員

早渡 秀夫
